

### 第35回赤村農業委員会総会議事録

招集日時	平成29年5月12日(金)	16時00分
招集場所	赤村住民センター 研修室2・3	
開 会	平成29年5月12日(金)	16時00分宣告
一、本総会の出席委員は次のとおりである。(議席順)		
1番委員	秋 元 善 照	(議長)
3番委員	宇都宮 正 彦	
4番委員	春 本 英 世	
5番委員	加 未 啓 二	
6番委員	木 村 義 明	
7番委員	金 子 司	
8番委員	春 本 敏 典	
9番委員	宮 原 マツ子	
10番委員	鷺 谷 又 美	
11番委員	在 津 圭 太	
12番委員	大 場 信 司	
13番委員	中 田 守	
14番委員	原 廣 和	
15番委員	田 口 実	
16番委員	春 本 清 治	
二、本総会の欠席委員		
2番委員	三 橋 淳 一	

三、本総会の書記は次のとおりである。
書 記 瓜 生 覚
四、本総会に職務のため出席した者の職氏名。
事務局長 溝 邊 浩 和
書 記 瓜 生 覚
五、本総会の議事案件は次のとおりである。
・議案第 7 7 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転について
・議案第 7 8 号 農地法第 5 条の規定による農地転用について
・議案第 7 9 号 農用地利用集積計画について
・その他

秋元議長                    それでは定刻になりましたので只今より第 3 5 回赤村農業委員会総会を開会します。本日は、三橋副会長が欠席ということでございます。次に第 3 5 回農業委員会総会の議事録署名人を指名します。1 4 番原委員さん、1 5 番田口委員さんよろしくお願ひします。それでは後はもう省略してさっそく議案に移りたいと思ひます。議案第 7 7 号を議題といたします。事務局の内容説明をお願いします。

瓜生書記                    （議案第 7 7 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転について、朗読説明を行う。）

秋元議長                    事務局の説明が終わりました。それでは地元委員の補足説明を田口委員お願ひします。

田口委員                    先日、●●さんが私のところに来まして、体調不調で私の名義から嫁さんの名義に変えたいということで、まだそんなこと早かろうもんと私は言ったんですけどね。まあ本人がそう言うんでよろしくお願ひします。

秋元議長                    今説明がありましたけど、この件について何かご意見のある方。

- 宇都宮委員　　これは夫婦ですかね。夫婦間でこれ譲受とか譲渡とかするわけですか。
- 田口委員　　夫婦です。嫁さんに渡すけんよろしくお願ひしますということで、だけ子どもに渡すとかどうとかじゃないけん。
- 溝邊事務局長　　これですね生前一括贈与というのがだいたいあります。だいたい子どもさんにやるのが普通なんですけど、●●さんは●の子が●人いるんですけど今違う所に行ってます。それで●●さん本人が体調がちょっと悪いということで奥さんの方に名義をやっとくというふうな形のぶんみたいです。以上です。
- 秋元議長  
鷺谷委員　　いいでしょうか。他に何かございせんか。  
　　ちょっといいですか。2点ほど。台帳宅地を農業委員会にかけてますけど、現況というかたちではなってますけども、そうでなくてもこれかけなければならんのかということと、もう1点。これ今圃場整備をして登記をするようになってると思うんですけども、現況と従来の違ってると思うんですよ。図面が。ここにはもう無いと思うんですけど、そのへんについてこれ贈与した時に、以後の土地改良区の方との登記っていうかそこらへんとの関わりについてはどのようになるんでしょうか。
- 瓜生書記　　会長よろしいでしょうか。まず1点目の台帳宅地現況畑の件についてですが、こちらの方は農業委員会基本的にその土地の現況でいくということで、自分もこの場合どうなるのかということで農林事務所に確認したんですけど、農林事務所から言われたのは台帳が宅地であっても現況が畑であれば畑でかけてもいいんですけど、税務の固定資産税は宅地と農地のどちらで課税されていますかということだったのでそこら辺との兼ね合いですよね。例えば税務は宅地として固定資産税をかけているのに農業委員会では農地として扱うなどの矛盾が生じないように確認はしてくれということでした。それをふまえ税務係に確認したところ台帳では宅地となっておりますが●●年から固定資産税は畑として課税しているということなので、農業委員会としても農地として扱い今回議案の方に入れております。
- 次に基盤整備の関係ですが、こちらの方も土地改良区を担当している建設係に確認したんですけど、こちらの土地が今さ

つきも言ったように換地が終わっていないので登記まで出来てないということでそういった場合どうしたらいいのか尋ねたところ、こちら農林事務所に確認してもらいまだ登記が終わっていないのであれば従前の地番で行ってくれということだったので今回従前の地番であげさせていただいております。あとの手続の関係は、県とか土地改良区との関係は詳しくどういった流れなになるのかは自分もちょっと分かりません。

鷺谷委員　いいですか。一つ心配なのはそこで登記がだぶるってことがないようにだけは。土地改良区は早くしようとしているわけです。そしたらできたものと従来のもとの番地が違うわけです。これは従来番地でいってる。土地改良区は新しい番地でいってる。そこで相互の不一致がないようなことだけは。これは所有権移転の贈与ですから、我々が駄目ですということではないのでいいと思いますけど、そういうところが合致しないようなことだけは。

瓜生書記　はい。そこは担当の係と調整してから進めていきたいと思っておりますので。

鷺谷委員　あと一つ。宅地が畑として課税されているから農業委員会の許可をとってくれという理解でいいですかね。

瓜生書記　そうですね。うちも税務に合わせてここを農地として扱うという判断で。

鷺谷委員　そしたら逆の場合はどうなるんですかね。台帳畑とかでも宅地になっている例があると思うんですけど。

溝邊事務局長　その場合20年以上経っているところは非農地証明でしょうね。非農地証明を出して変えるしかないでしょうね。

鷺谷委員　はい、分かりました。

原委員　ちょっと聞きたいんですけど、●●さんは入院かなんかしとるんですか。本当に体調が悪くてあれしとんの。

溝邊事務局長　会長いいですか。うちも●●さんの近況は聞いております。●●●といいますか、なんかそれをされたらしいです。それで本人さんが気になってですね、病院に行って薬を飲んでやっとなんか良くなったけど、またちょっと最近良くないということでちょっと体調不良という話は聞いています。以上です。

秋元議長　いいですかね。他になければ採決を行います。賛成の方は

挙手をお願いします。

(出席者全員挙手)

秋元議長 出席者全員で可決します。それでは次に議案第78号を議題といたします。事務局内容説明をお願いします。

瓜生書記 (議案第78号 農地法第5条の規定による農地転用について、朗読説明を行う。)

秋元議長 事務局の説明が終わりました。次に地元委員の補足説明をお願いします。

春本清治委員 はい。この前●●さんが来まして、●●さんが家を建てるということで相談に来ました。もうこのようにある程度図面も出来ていますし審議のほどよろしくをお願いします。

秋元議長 地元委員さんの説明が終わりました。この件についてご意見のある方はいませんか。

鷲谷委員 今ちょっと疑問に思っていましたけど説明を聞いて分かりました。これ親子なんですね。

春本清治委員 親子ですね。

宇都宮委員 ちょっといいですか。この●●さんのところが全部0になっとるけどいいと。

瓜生書記 よろしいですか。一応この欄は借人の営農状況ということで今現在の農業をされている状況を載せていますが、この借りる●●さんは現在農業をしていませので全部0にしています。

大場委員 すいません。ちなみにいくつぐらいの方ですか●●さん。  
溝邊事務局長 よろしいですか会長。うちの子どもの●●下です。ですから●●歳ですね。

秋元議長 他にないですか。

春本敏典委員 ちょっとお聞きしていいですか。畑のままで家を建てるわけ。宅地に変えて建てるんでしょ。

瓜生書記 はい。こちらの方は畑から宅地の方に変わります。

春本敏典委員 はい、分かりました。

秋元議長 他に何かありませんか。なければ採決を行います。賛成の方は挙手をお願いします。

(出席者全員挙手)

秋元議長 出席者全員で可決します。それでは次に議案第79号を議題といたします。事務局内容説明をお願いします。

瓜生書記 (議案第79号 農用地利用集積計画について、朗読説明

を行う。)

秋元議長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんの補足説明をお願いします。金子委員さん。

金子委員 ●●さんの田んぼを●●さんが前もちょっと作っていたんですが、今回正式に農業委員会を通して借りたいということで話がありました。よろしくお願いします。

秋元議長 はい、ありがとうございます。この件について何かご意見のある方。なければ採決を行います。賛成の方は挙手をお願いします。

(出席者全員挙手)

秋元議長 出席者全員で可決します。続きまして加来委員さんお願いします。

加来委員 まずは●●●の●●さんですけど、もうこれ●●さんも早くに亡くなってできないということで●●さんをお願いしたいということで、よろしくお願いします。次に●●さんのところは●●さん二人とも●●で隣どうしになっていますが、●●さんも一人で生活していきまて出来ないということで継続で●●さんをお願いしたいということです。それから最後の●●さんですが、●●さんも●●●のとことか色んなとこの田んぼを作っていますけど、●●さんもこちらにないし●●さんをお願いして田んぼを作ってもらいたいということで皆さんよろしくお願いします。

秋元議長 はい、ありがとうございます。地元委員さんの説明が終わりましたがこれらに関して何かご意見のある方。なければ採決を行います。これらについて賛成の方は挙手をお願いします。

(出席者全員挙手)

秋元議長 出席者全員で可決します。次に●●の件について原委員説明をお願いします。

原委員 ●●さんと●●さんは今まで別の人に作ってもらっていたんですが、その方がもうできないということで●●さんをお願いすることになりました。●●さんは村外に●●さんがいて一緒に自分で作っていたんですがもう年でできないということで、去年から●●さんが1回作って今年からちゃんと契約ということで。いずれも小さいところが多いもんですから土手も多くてあまり気がすすまないという感じだったん

ですが私もお願いして●●さんに作ってもらうことになりました。よろしくをお願いします。

秋元議長

はい、ありがとうございました。この件について何かご意見のある方。なければ採決を行います。賛成の方は挙手をお願いします。

(出席者全員挙手)

秋元議長

出席者全員で可決します。これで議案は全て終わりました。その他について何かご意見のある方はいませんか。

(その他)

秋元議長

それでは次回は6月5日月曜日13時30分からでよろしくをお願いします。これで第35回赤村農業委員会総会を閉会します。

(閉会 16時34分)